

令和 4 年 8 月 3 0 日
第237回都市計画審議会

特定生産緑地の指定について

平成 29 年に生産緑地法（以下「法」という。）が改正され、新たに特定生産緑地制度が創設された。これにより、良好な都市環境の形成に資する農地等を、引き続き計画的に保全することが可能となった。

区は、平成 4、5 年に指定を受けた生産緑地の所有者等に対し、制度等について周知し、令和 2 年度（第 1 回）および令和 3 年度（第 2 回）に、法第 10 条の 2 第 1 項の規定により一括して特定生産緑地の指定を行った。

この度、所有者からの指定申請を受け、つぎのとおり第 3 回目の特定生産緑地の指定を行う。

1 生産緑地地区の現状

(1) 区全体の生産緑地地区

約 169.77ha（令和 4 年度の削除・追加の都市計画変更後の面積）

(2) (1)のうち、平成 4、5 年に都市計画決定を行った特定生産緑地指定対象地区

約 148.02ha

2 特定生産緑地の指定の公示を行う期限

特定生産緑地の指定は、生産緑地の指定から 30 年が経過する日（申出基準日）までに行う。平成 4、5 年に指定を受けた生産緑地の申出基準日は、それぞれつぎのとおり。

平成 4 年 11 月 12 日指定の生産緑地の申出基準日：令和 4 年 11 月 12 日

平成 5 年 10 月 15 日指定の生産緑地の申出基準日：令和 5 年 10 月 15 日

3 特定生産緑地の指定状況

(1) 今回指定する区域（第 3 回指定申請分）

約 3.46ha（指定対象地区の約 2 %）

(2) 指定を解除する区域

約 3.24ha

※ 既に特定生産緑地の指定を行った生産緑地のうち、令和 4 年度に削除の都市計画変更を行う地区等について、特定生産緑地の指定を解除する。

(特定生産緑地指定状況)

申出基準日	既指定区域 (ha)	今回指定する 区域(ha)	指定を解除する 区域(ha)	合計 (ha)
令和4年11月12日	約 136.60	約 3.35	約 3.00	約 136.98
令和5年10月15日	約 4.44	約 0.11	約 0.24	約 4.31
合計	約 141.04	約 3.46	約 3.24	約 141.29

※特定生産緑地指定区域 141.29ha／指定対象地区 148.02ha＝指定率 約 95%

4 第3回指定手続に係るこれまでの経過および今後の予定

令和3年3月 所有者等へ申出基準日到来通知の送付
3月～10月 第3回特定生産緑地の指定申請の受付
令和4年8月30日 練馬区都市計画審議会の意見聴取
10月 特定生産緑地の指定・公示
特定生産緑地に指定した農地等の利害関係人への通知

5 議案

議案第482号 特定生産緑地の指定について

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 特定生産緑地（練馬区）の変更 | P 3～5 |
| (2) 特定生産緑地 練馬区 総括図 | P 7 |
| (3) 特定生産緑地 練馬区 指定図 | P 9～32 |

6 添付資料

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 生産緑地制度および特定生産緑地制度等について（参考資料①） | P 33 |
| (2) 特定生産緑地指定手続の全体スケジュール（参考資料②） | P 35 |

※ 今後の指定手続について

平成6年に指定を受けた生産緑地の所有者に対し、特定生産緑地制度や指定手続等について周知を行い、令和5年10月まで、申請受付を行う。当該申請分については、令和6年度に都市計画審議会の意見聴取の上、指定を行う予定である。

特定生産緑地（練馬区）の変更

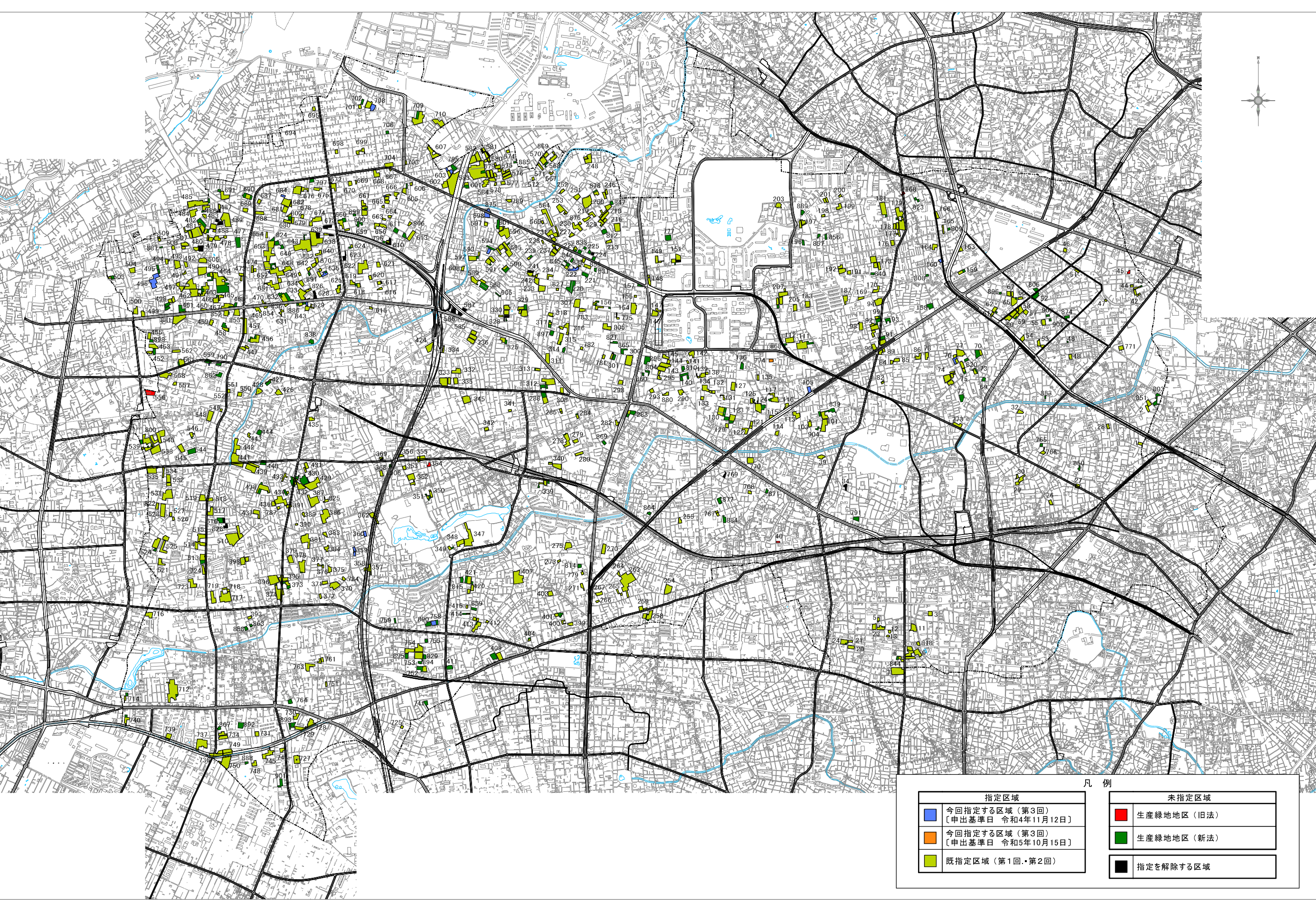
特定生産緑地（練馬区）をつぎのように変更する。

生産緑地 地区番号	位置	面 積					申出基準日	備 考	図面 番号
		生産緑地地区 (都市計画) (㎡)	特定生産緑地						
			既に指定されている 区域 (㎡)	新たに指定する 区域 (㎡)	解除をする 区域 (㎡)	変更後面積 (㎡)			
34	練馬区 向山三丁目地内	約 0	約 1,230	約 0	約 1,230	約 0	令和4年11月12日		18/23
76	練馬区 早宮四丁目地内	3,160	1,470	1,690	0	3,160	令和4年11月12日		13/23
105	練馬区 春日町五丁目地内	1,730	0	1,730	0	1,730	令和4年11月12日		13/23
151	練馬区 高松五丁目地内	3,500	4,160	0	890	3,270	令和4年11月12日		7/23
160	練馬区 北町七丁目地内	1,140	0	1,140	0	1,140	令和4年11月12日		8/23
222	練馬区 土支田二丁目地内	2,240	0	2,240	0	2,240	令和4年11月12日		7/23
224	練馬区 土支田二丁目地内	1,610	650	0	650	0	令和4年11月12日		7/23
227	練馬区 土支田二丁目地内	1,450	1,440	0	0	1,410	令和4年11月12日	30㎡精査減	7/23
241	練馬区 土支田三丁目地内	3,410	3,410	0	990	2,420	令和4年11月12日		6/23
301	練馬区 谷原三丁目地内	2,150	720	0	220	500	令和4年11月12日		12/23
			480	0	0	480	令和5年10月15日		12/23
328	練馬区 三原台二丁目地内	980	2,140	0	1,490	650	令和4年11月12日		6/23
359	練馬区 石神井台二丁目地内	1,730	0	1,660	0	1,660	令和4年11月12日		15/23
360	練馬区 石神井台二丁目地内	1,170	0	1,170	0	1,170	令和4年11月12日		16/23
369	練馬区 石神井台三丁目地内	500	860	0	360	500	令和4年11月12日		11/23
414	練馬区 下石神井五丁目地内	900	410	0	0	410	令和4年11月12日		16/23
430	練馬区 東大泉六丁目地内	5,040	0	290	0	290	令和4年11月12日		15/23
438	練馬区 東大泉七丁目	6,640	4,690	0	0	5,050	令和4年11月12日	360㎡精査増	15/23
480	練馬区 西大泉四丁目地内	1,330	1,710	0	680	1,030	令和4年11月12日		5/23
			1,820	0	1,520	300	令和5年10月15日		
487	練馬区 西大泉四丁目地内	850	1,520	0	670	850	令和4年11月12日		5/23
489	練馬区 西大泉四丁目地内	8,480	10,760	0	2,280	8,480	令和4年11月12日		5/23

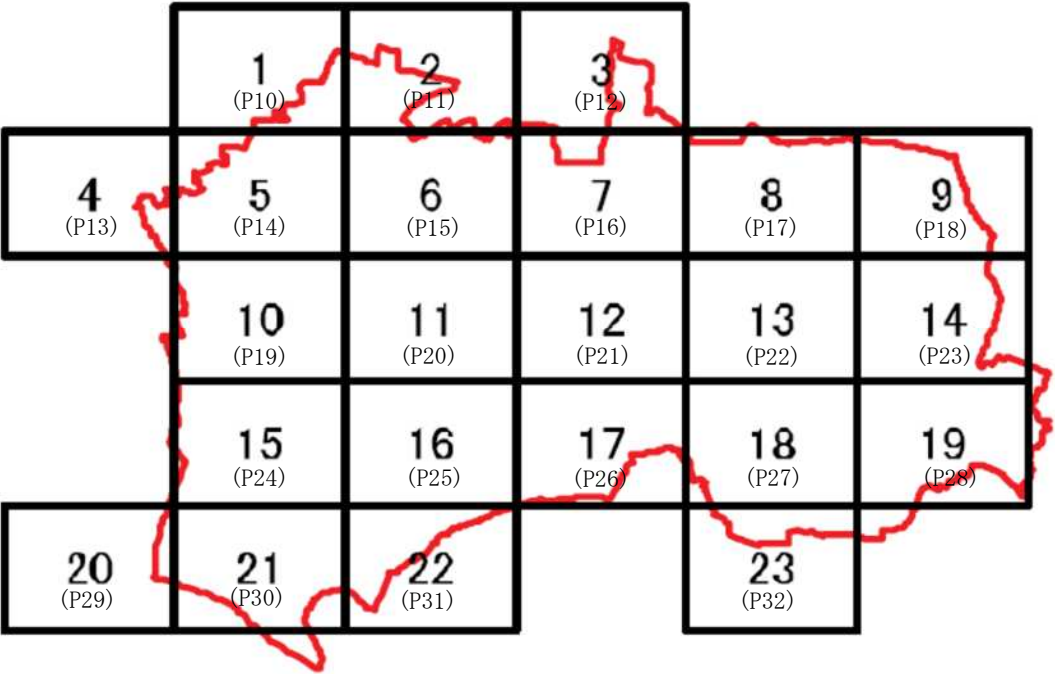
生産緑地 地区番号	位置	面 積					申出基準日	備 考	図面 番号
		生産緑地地区 (都市計画) (㎡)	特定生産緑地						
			既に指定されている 区域 (㎡)	新たに指定する 区域 (㎡)	解除をする 区域 (㎡)	変更後面積 (㎡)			
496	練馬区 西大泉五丁目地内	6,250	0	6,250	0	6,250	令和4年11月12日		5/23
516	練馬区 南大泉一丁目地内	2,260	950	0	960	0	令和4年11月12日	精査増10㎡	15/23
559	練馬区 南大泉五丁目地内	2,060	0	170	0	170	令和4年11月12日		10/23
581	練馬区 大泉町一丁目地内	2,920	3,790	2,920	3,790	2,920	令和4年11月12日	区画整理	2/23
585	練馬区 大泉町二丁目地内	0	1,070	0	1,070	0	令和4年11月12日		6/23
586	練馬区 大泉町二丁目地内	0	2,140	0	2,140	0	令和4年11月12日		6/23
587	練馬区 大泉町二丁目地内	0	1,050	0	1,050	0	令和4年11月12日		6/23
594	練馬区 大泉町二丁目地内	1,980	0	1,370	0	1,370	令和4年11月12日		6/23
598	練馬区 大泉町二丁目地内	2,040	0	2,040	0	2,040	令和4年11月12日		6/23
603	練馬区 大泉町三丁目地内	3,050	1,150	1,900	0	3,050	令和4年11月12日		6/23
610	練馬区 大泉町四丁目地内	630	2,410	630	2,410	630	令和4年11月12日	区画整理	6/23
617	練馬区 大泉学園町一丁目地内	1,170	1,490	0	320	1,170	令和4年11月12日		6/23
623	練馬区 大泉学園町一丁目地内	0	1,450	0	1,450	0	令和4年11月12日		5/23
628	練馬区 大泉学園町二丁目地内	1,400	1,400	0	1,400	0	令和4年11月12日		5/23
629	練馬区 大泉学園町二丁目地内	3,160	2,110	540	0	2,650	令和4年11月12日		5/23
635	練馬区 大泉学園町二丁目地内	3,230	1,510	1,310	0	2,820	令和4年11月12日		5/23
638	練馬区 大泉学園町三丁目地内	740	1,410	0	670	740	令和4年11月12日		5/23
639	練馬区 大泉学園町三丁目地内	9,630	11,450	0	1,820	9,630	令和4年11月12日		5/23
652	練馬区 大泉学園町三丁目地内	13,340	11,510	220	0	11,730	令和4年11月12日		5/23
			30	0	0	30	令和5年10月15日		
666	練馬区 大泉学園町四丁目地内	5,040	4,780	260	0	5,040	令和4年11月12日		6/23
673	練馬区 大泉学園町五丁目地内	0	2,080	0	2,080	0	令和4年11月12日		5/23
684	練馬区 大泉学園町五丁目地内	1,330	0	1,330	0	1,330	令和4年11月12日		5/23

生産緑地 地区番号	位置	面 積					申出基準日	備 考	図面 番号
		生産緑地地区 (都市計画) (㎡)	特定生産緑地						
			既に指定されている 区域 (㎡)	新たに指定する 区域 (㎡)	解除をする 区域 (㎡)	変更後面積 (㎡)			
708	練馬区 大泉学園町八丁目地内	4,690	2,410	2,280	0	4,690	令和4年11月12日		2/23
758	練馬区 上石神井三丁目地内	2,500	0	1,500	0	1,500	令和4年11月12日		16/23
769	練馬区 貫井四丁目地内	0	900	0	900	0	令和5年10月15日		12/23
774	練馬区 春日町六丁目地内	1,080	0	1,080	0	1,080	令和5年10月15日		12/23
828	練馬区 南大泉一丁目地内	0	1,390	0	1,390	0	令和4年11月12日		15/23
875	練馬区 大泉町二丁目地内	900	0	900	0	900	令和4年11月12日		6/23
計		約 117,410 ㎡	約 93,950 ㎡	約 34,620 ㎡	約 32,430 ㎡	約 96,480 ㎡	精査増340㎡		
今 回 指 定 等 し な い 生 産 緑 地 地 区		約 1,580,320 ㎡	約 1,316,420 ㎡			約 1,316,420 ㎡			
計		約 1,697,730 ㎡ (約 169.77 ha)	約 1,410,370 ㎡ (約 141.04 ha)	約 34,620 ㎡ (約 3.46 ha)	約 32,430 ㎡ (約 3.24 ha)	約 1,412,900 ㎡ (約 141.29 ha)			

特定生産緑地 練馬区 総括図



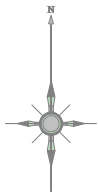
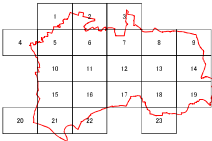
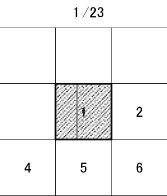
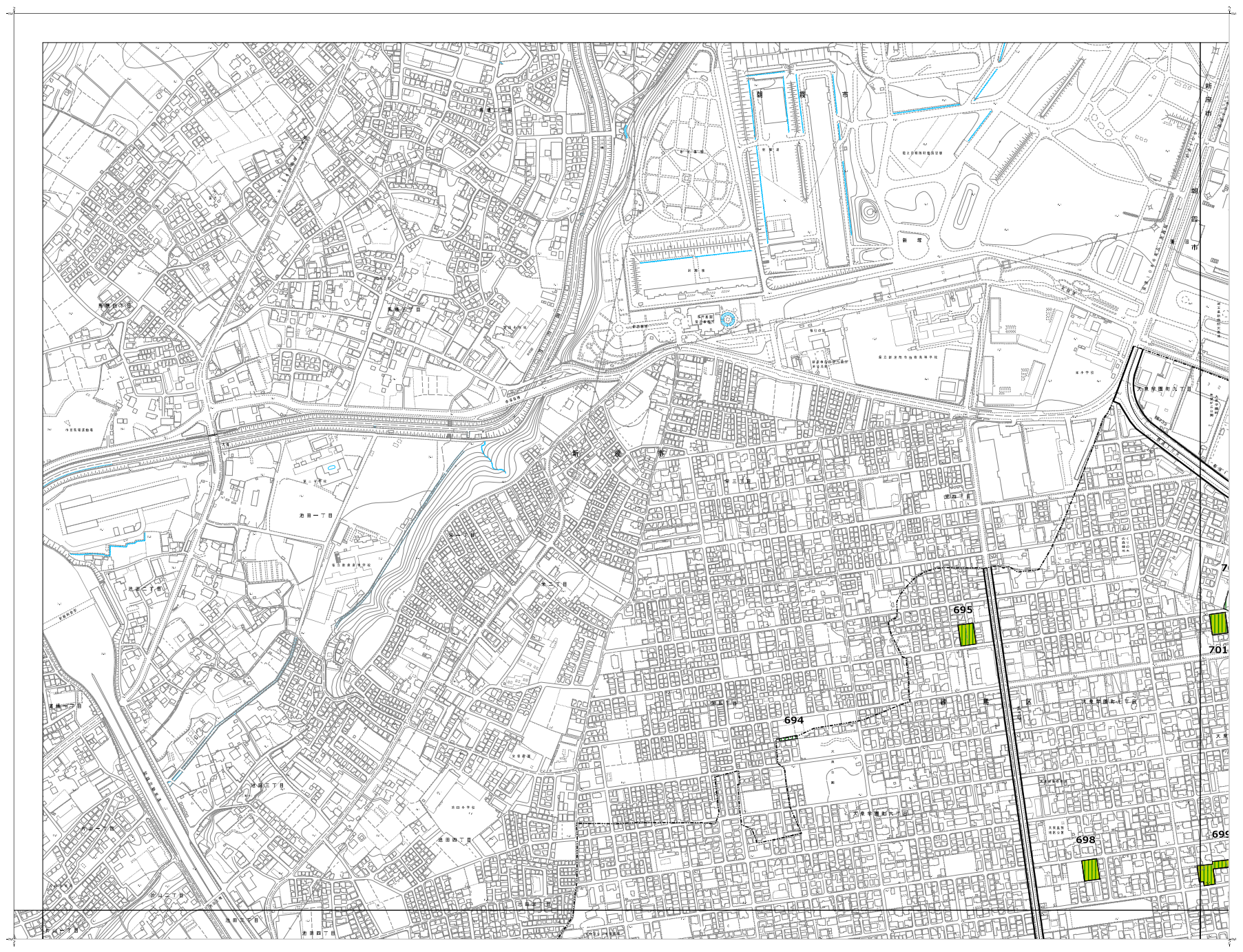
特定生産緑地 練馬区 指定図



凡例	
特定生産緑地指定区域	
	今回指定する区域（第3回） [申出基準日：令和4年11月12日]
	今回指定する区域（第3回） [申出基準日：令和5年10月15日]
	既指定区域
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法） [平成6年以降に指定された生産緑地を含む]
特定生産緑地の指定を解除する区域	
	指定を解除する区域

特定生産緑地 練馬区 指定図

10

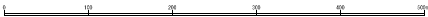


凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

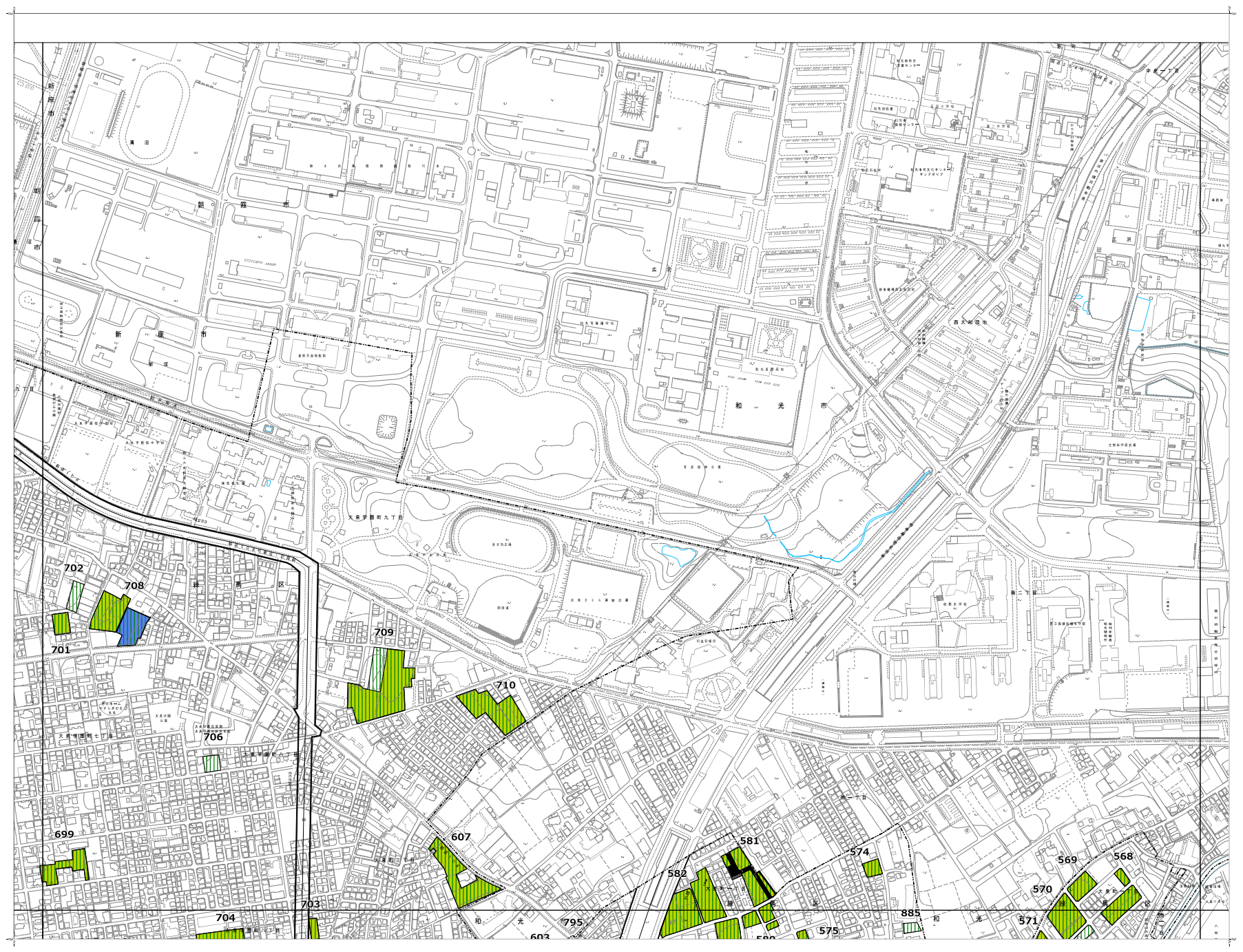
図面番号
1/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



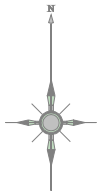
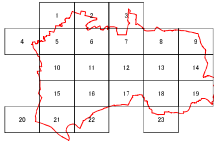
特定生産緑地 練馬区 指定図

11



2 / 23

1	2	3
5	6	7



凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

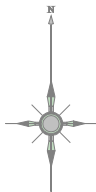
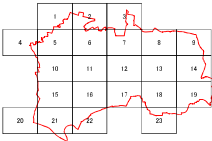
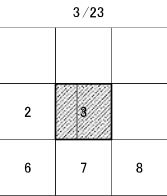
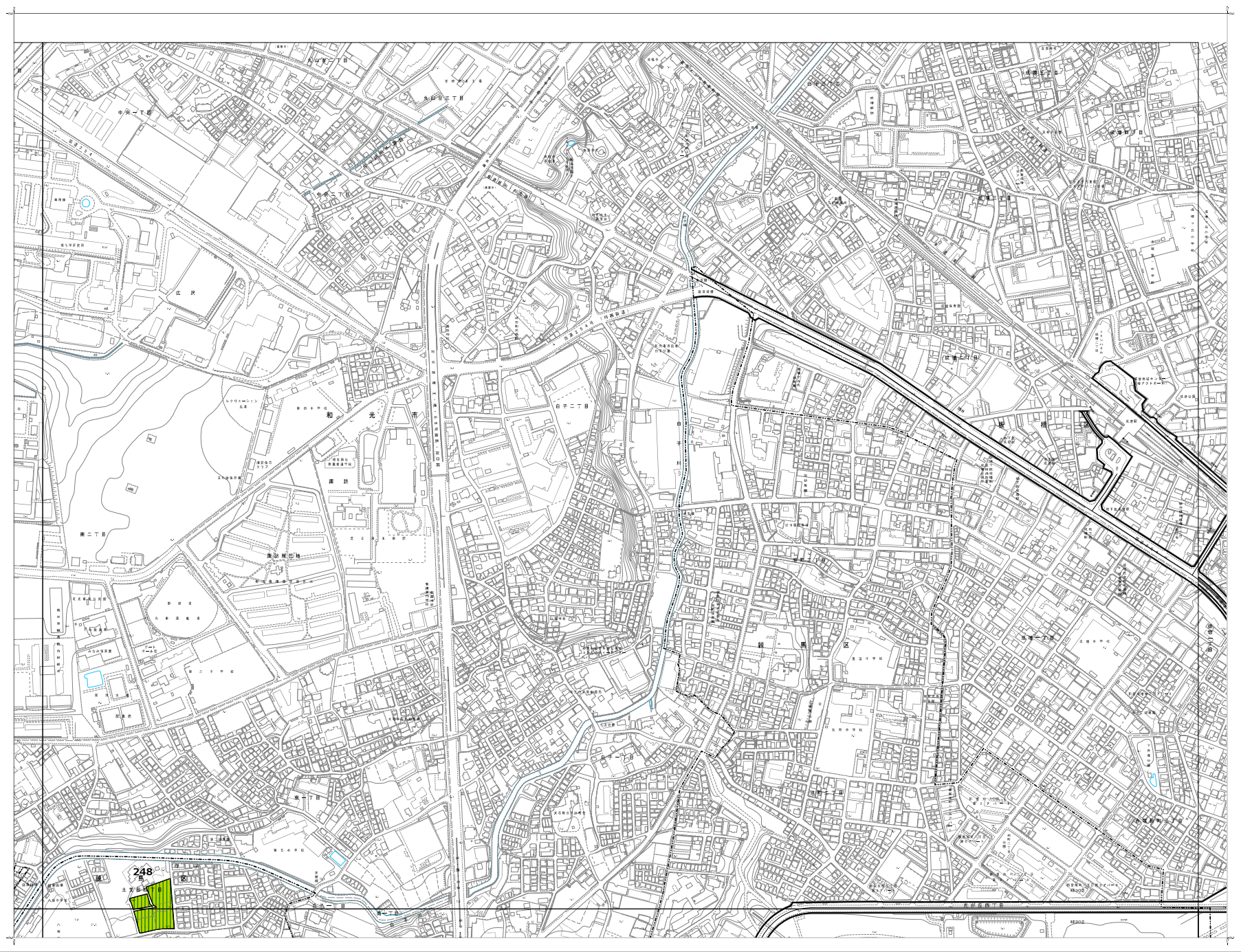
図面番号
2/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



特定生産緑地 練馬区 指定図

12

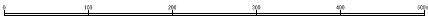


凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

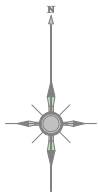
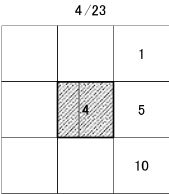
図面番号
3/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



特定生産緑地 練馬区 指定図

13



凡 例

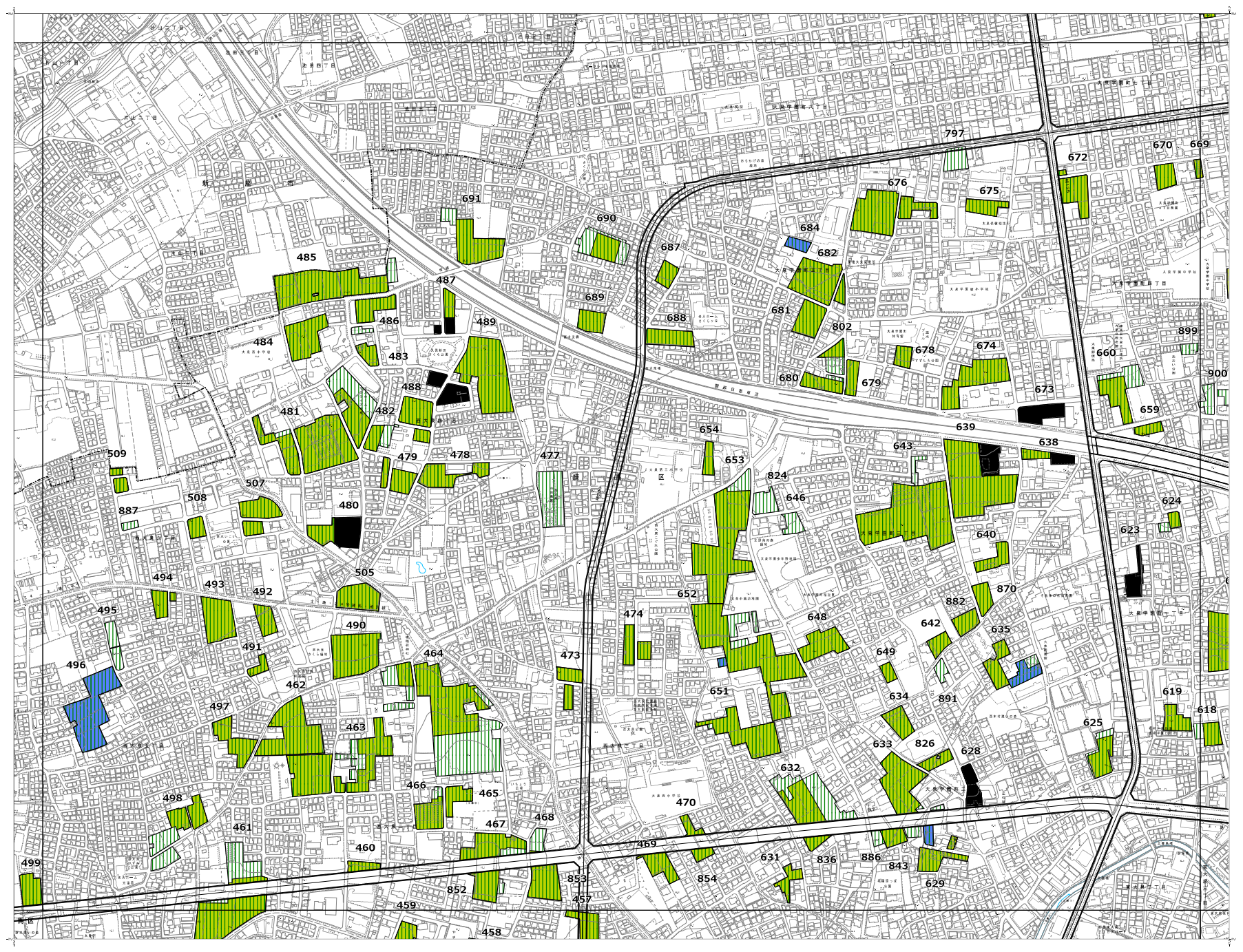
指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
4/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日

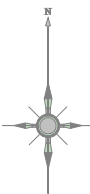


特定生産緑地 練馬区 指定図



5/23

	1	2
4	5	6
	10	11



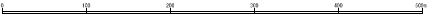
凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）

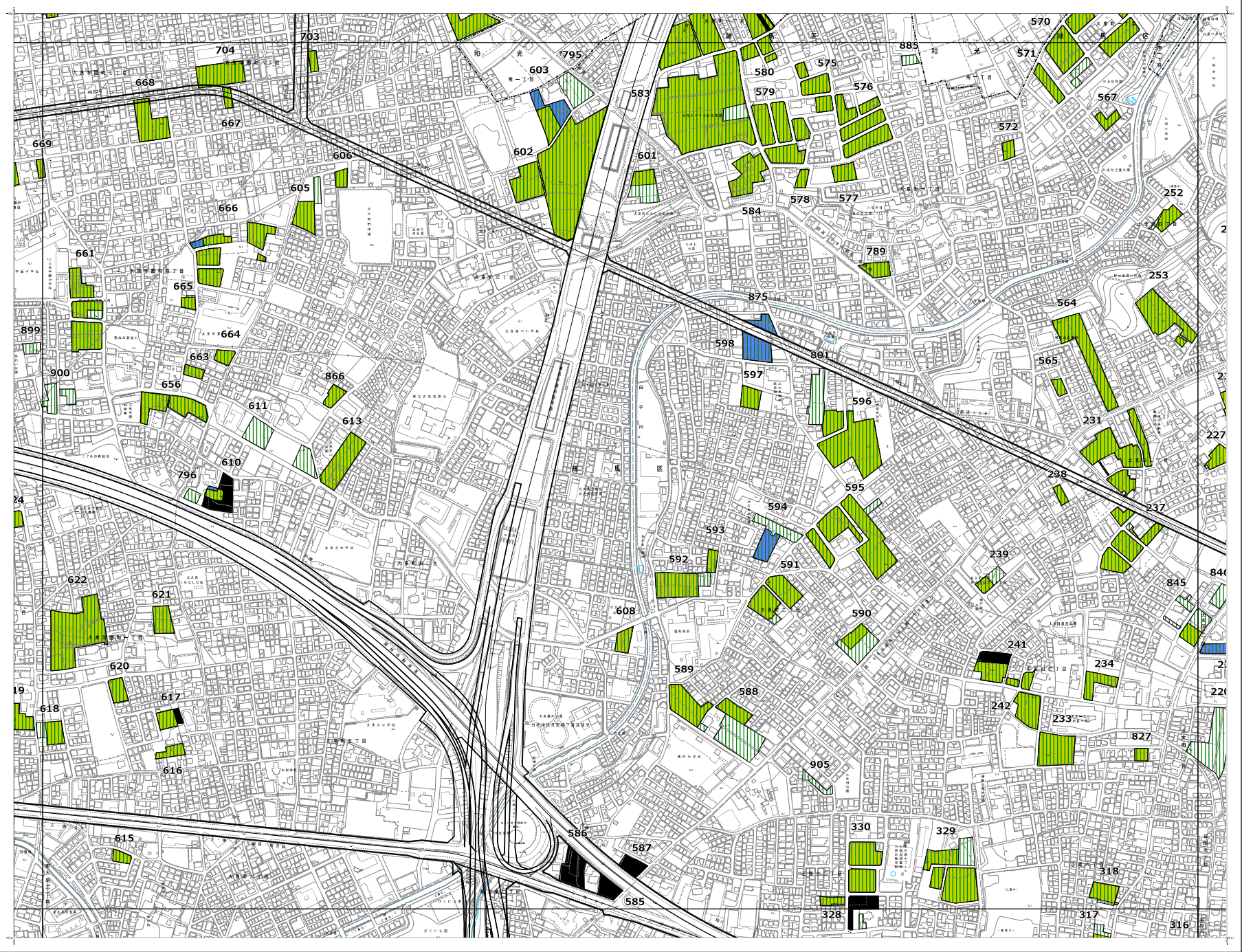
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
5/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日

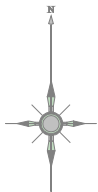


特定生産緑地 練馬区 指定図



6/23

1	2	3
5	6	7
10	11	12



凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

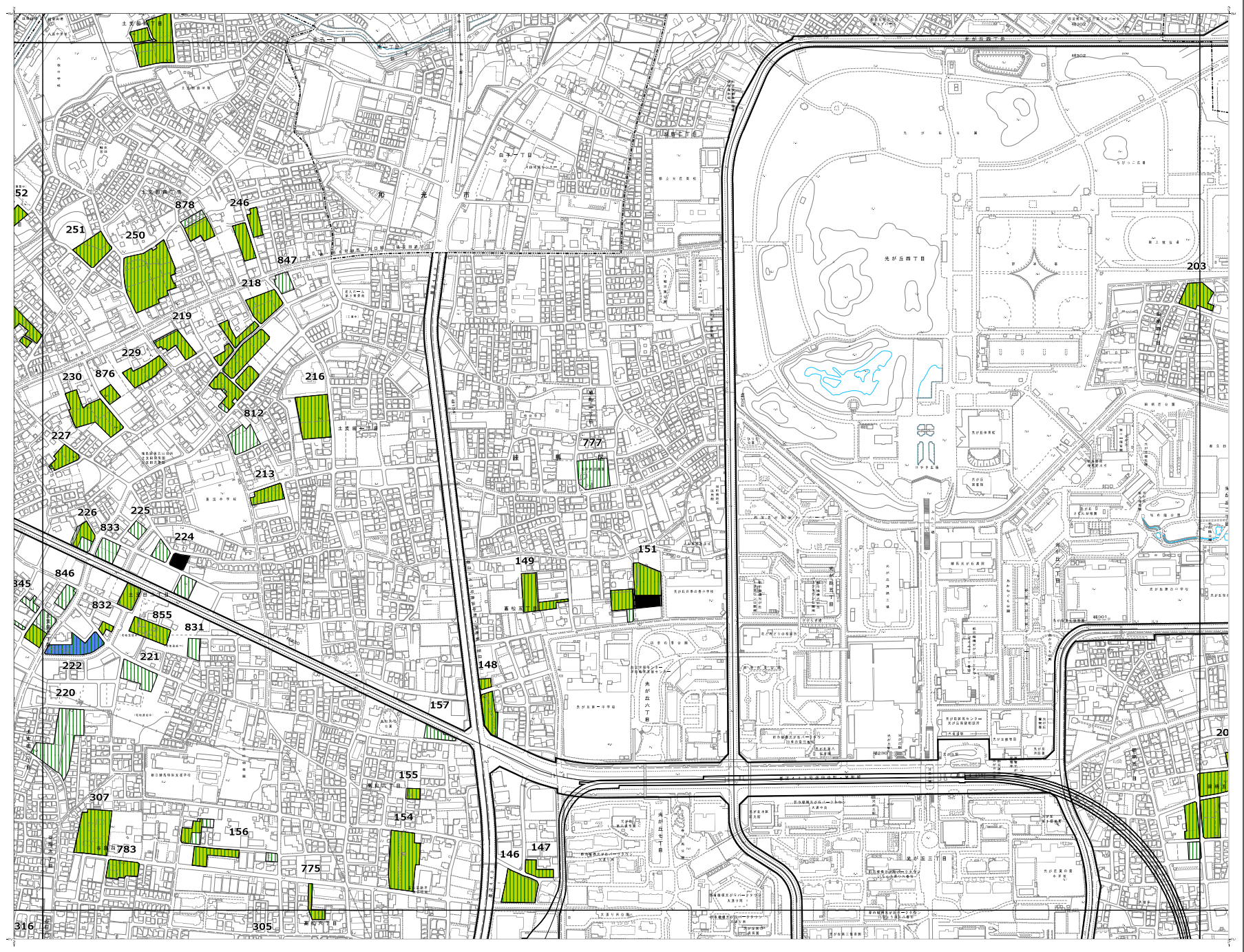
図面番号
6/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号
（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日 （承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



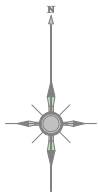
特定生産緑地 練馬区 指定図

16



7/23

2	3	
6	7	8
11	12	13

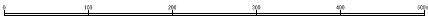


凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
7/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号
（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日 （承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



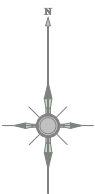
特定生産緑地 練馬区 指定図

17



8 / 23

3		
7	8	9
12	13	14



凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

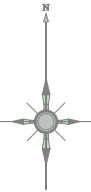
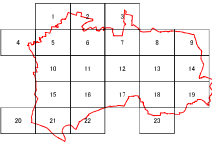
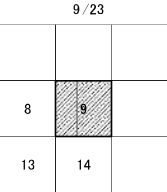
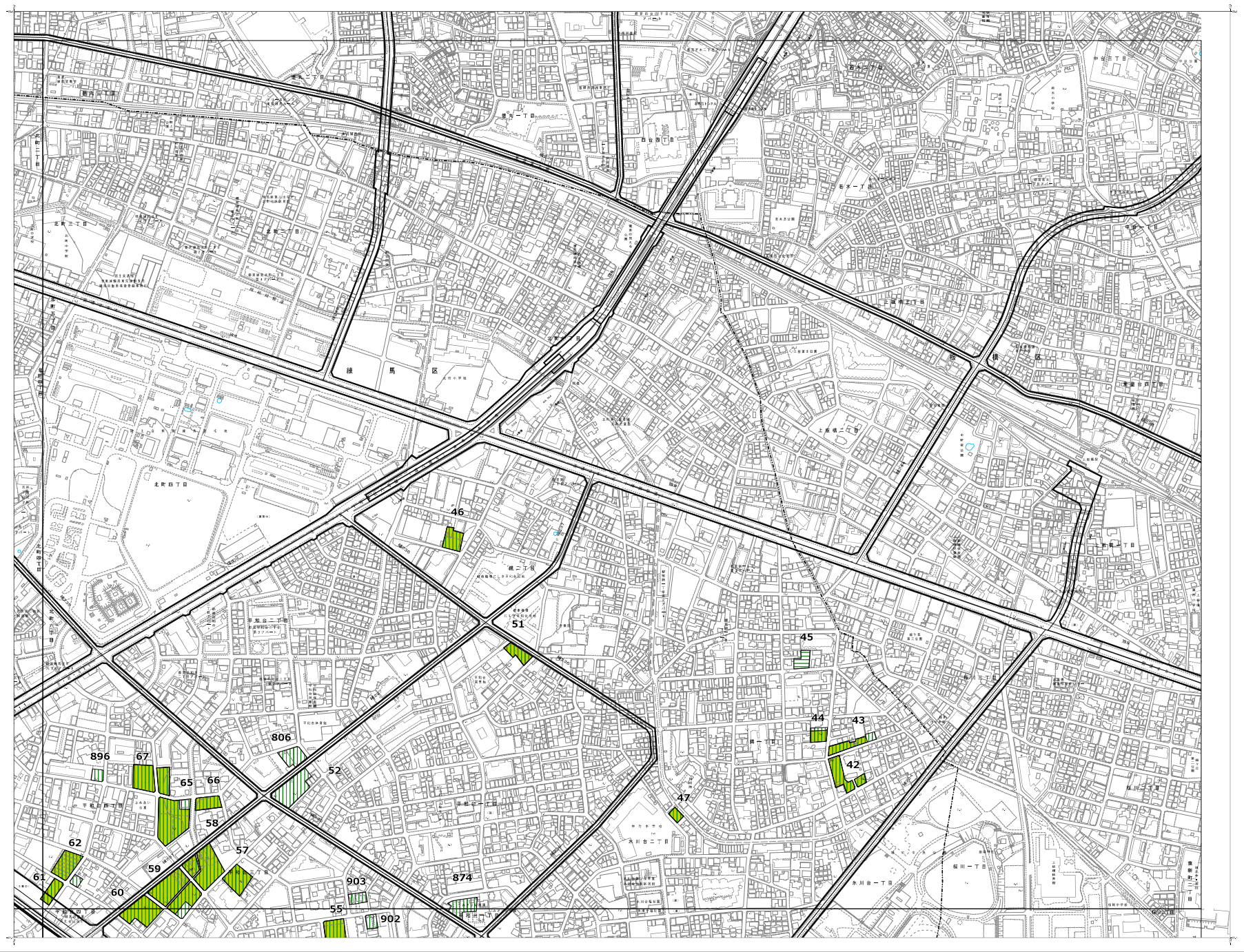
図面番号
8/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



特定生産緑地 練馬区 指定図

18

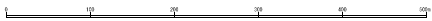


凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
9/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



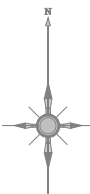
特定生産緑地 練馬区 指定図

19



10/23

4	5	6
	10	11
	15	16



凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

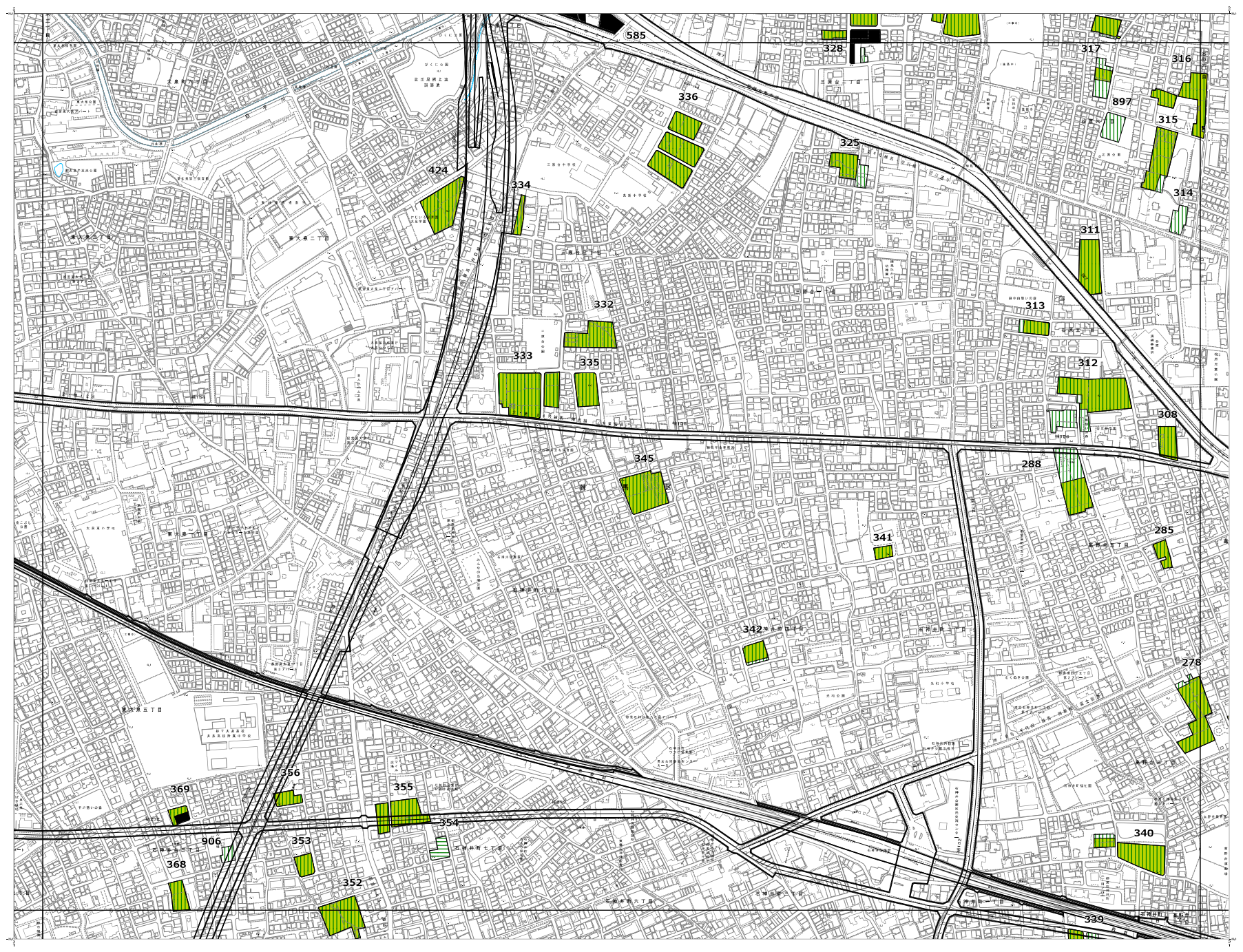
図面番号
10/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



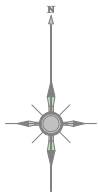
特定生産緑地 練馬区 指定図

20



11/23

5	6	7
10	11	12
15	16	17



凡 例

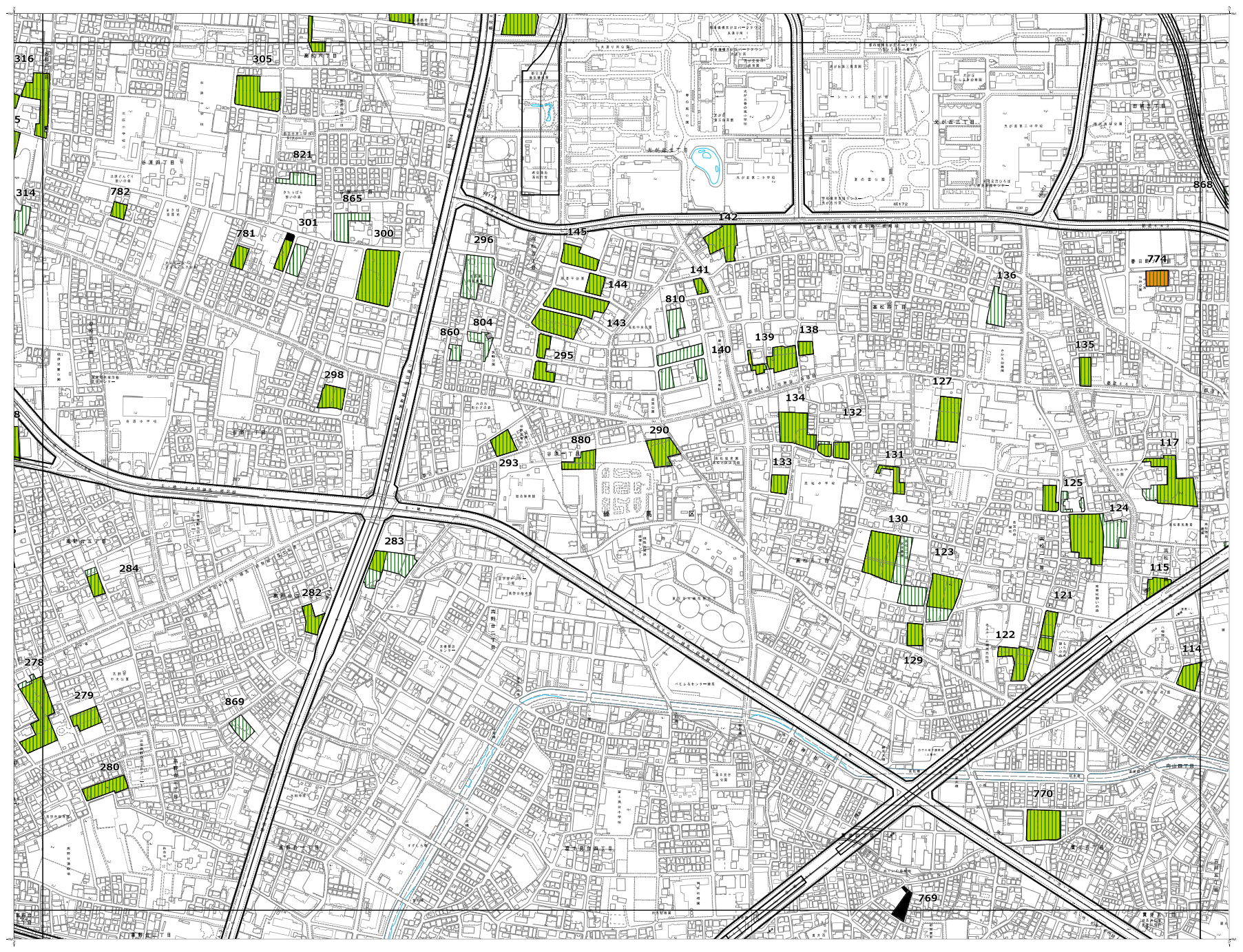
指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
11/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日

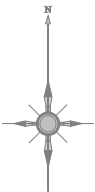
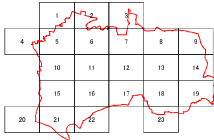


特定生産緑地 練馬区 指定図



12/23

6	7	8
11	12	13
16	17	18



凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

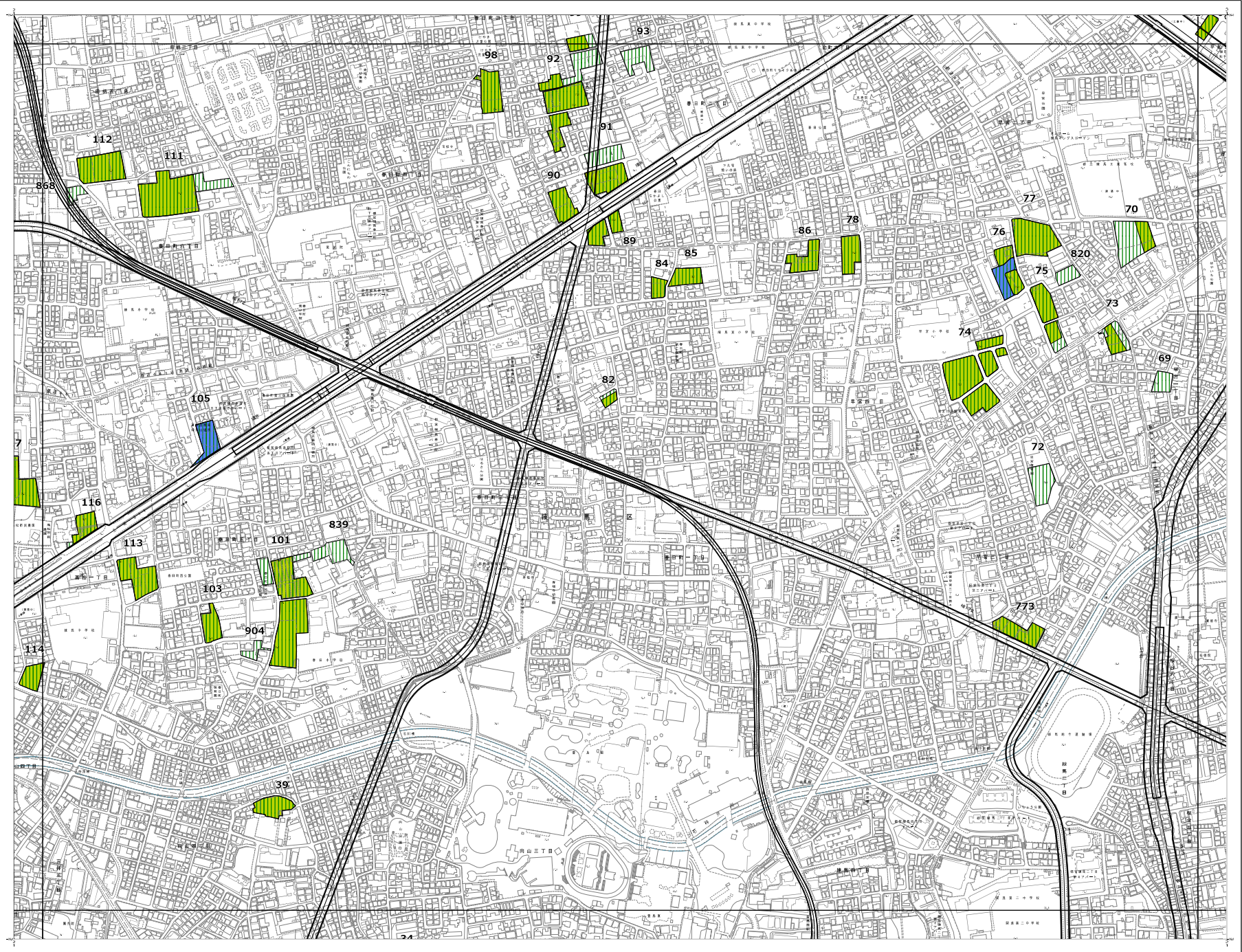
図面番号
12/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号
（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日 （承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



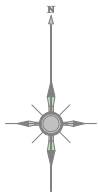
特定生産緑地 練馬区 指定図

22



13 / 23

7	8	9
12	13	14
17	18	19

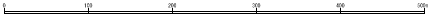


凡 例

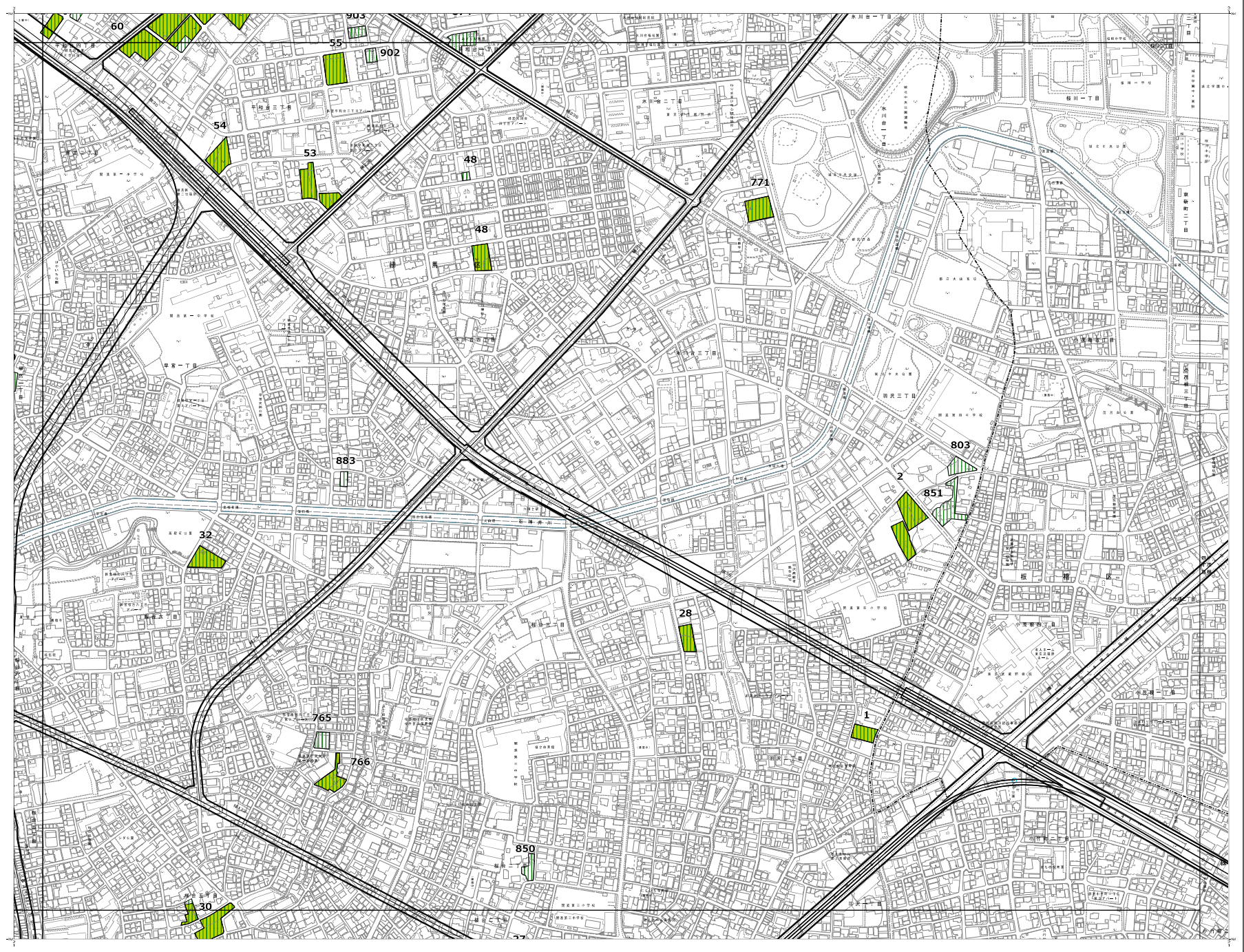
指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
13/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日

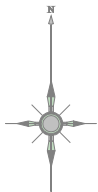


特定生産緑地 練馬区 指定図



14/23

8	9	
13	14	
18	19	

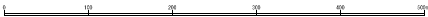


凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
14/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号
（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日 （承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日

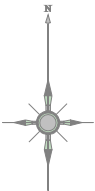


特定生産緑地 練馬区 指定図



15 / 23

	10	11
	15	16
20	21	22



凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

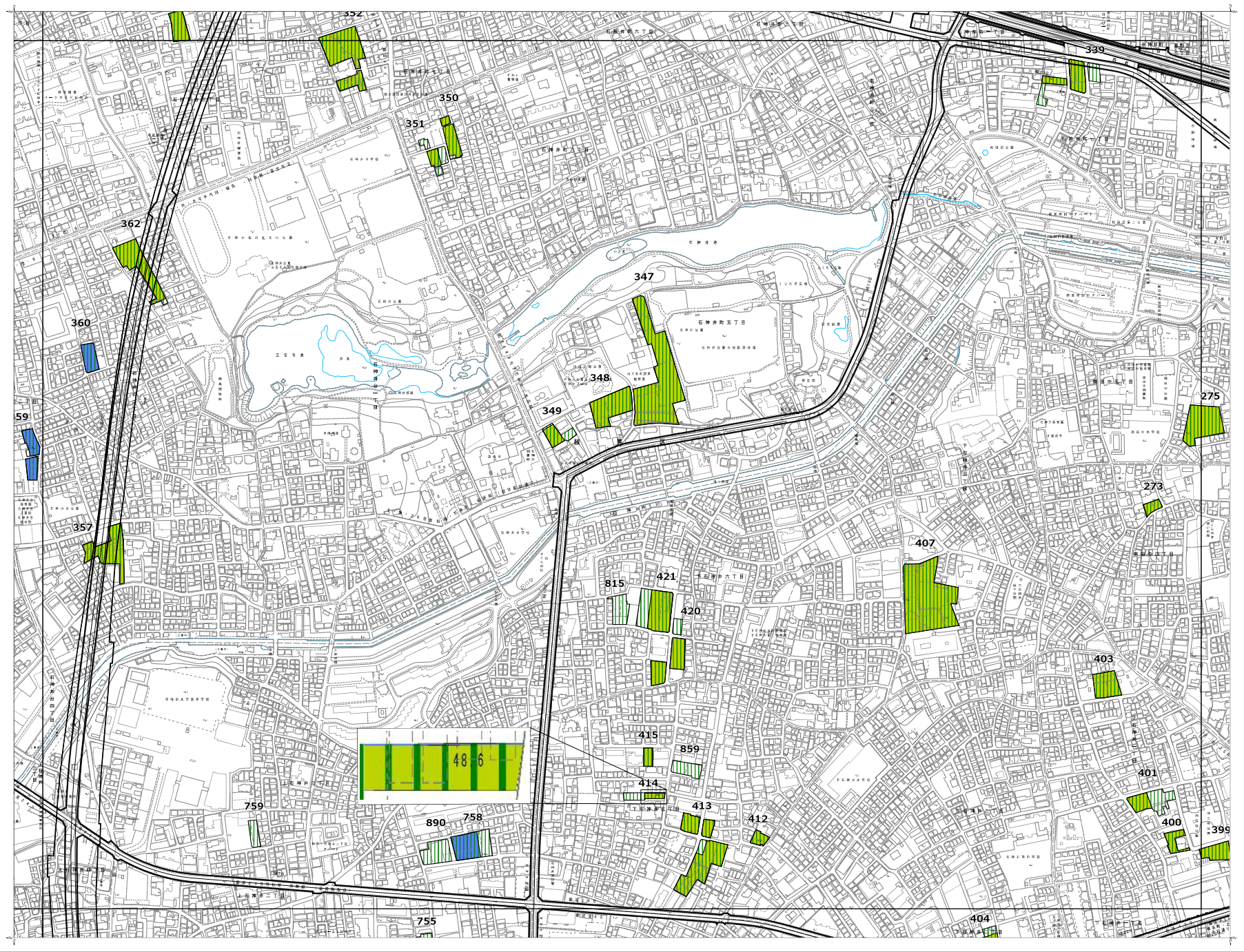
図面番号
15/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号
（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日 （承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



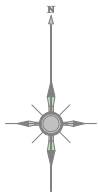
特定生産緑地 練馬区 指定図

25



16 / 23

10	11	12
15	16	17
21	22	



凡 例

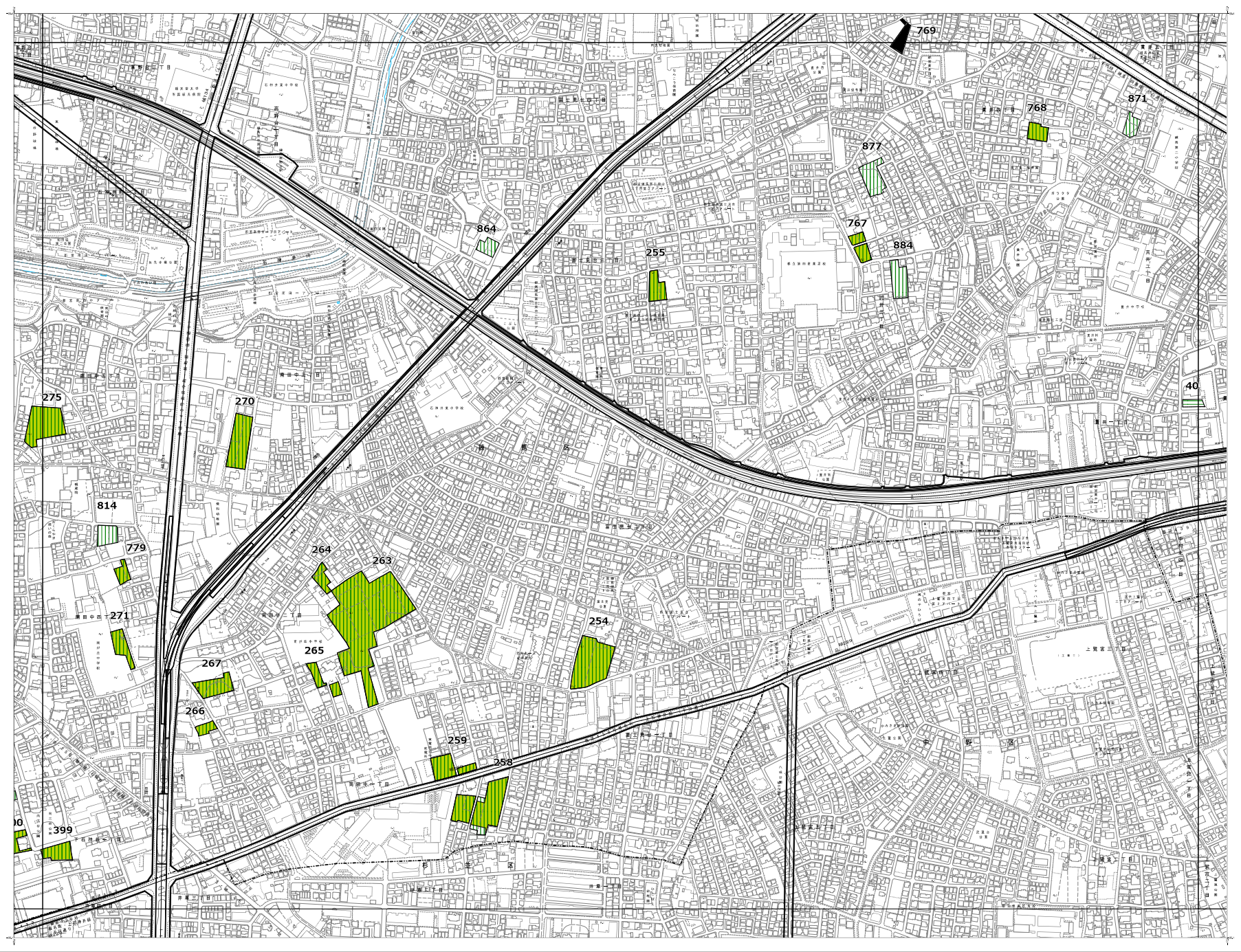
指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
16/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日

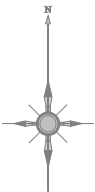


特定生産緑地 練馬区 指定図



17/23

11	12	13
16	17	18
22		23



凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
17/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



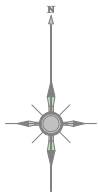
特定生産緑地 練馬区 指定図

27



18 / 23

12	13	14
17	18	19
	23	



凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
18/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



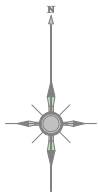
特定生産緑地 練馬区 指定図

28



19/23

13	14	
18	19	
23		



凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

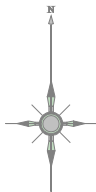
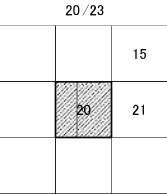
図面番号
19/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



特定生産緑地 練馬区 指定図

29



凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
20/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日

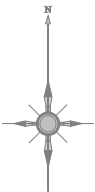


特定生産緑地 練馬区 指定図



21 / 23

	15	16
20	21	22



凡 例

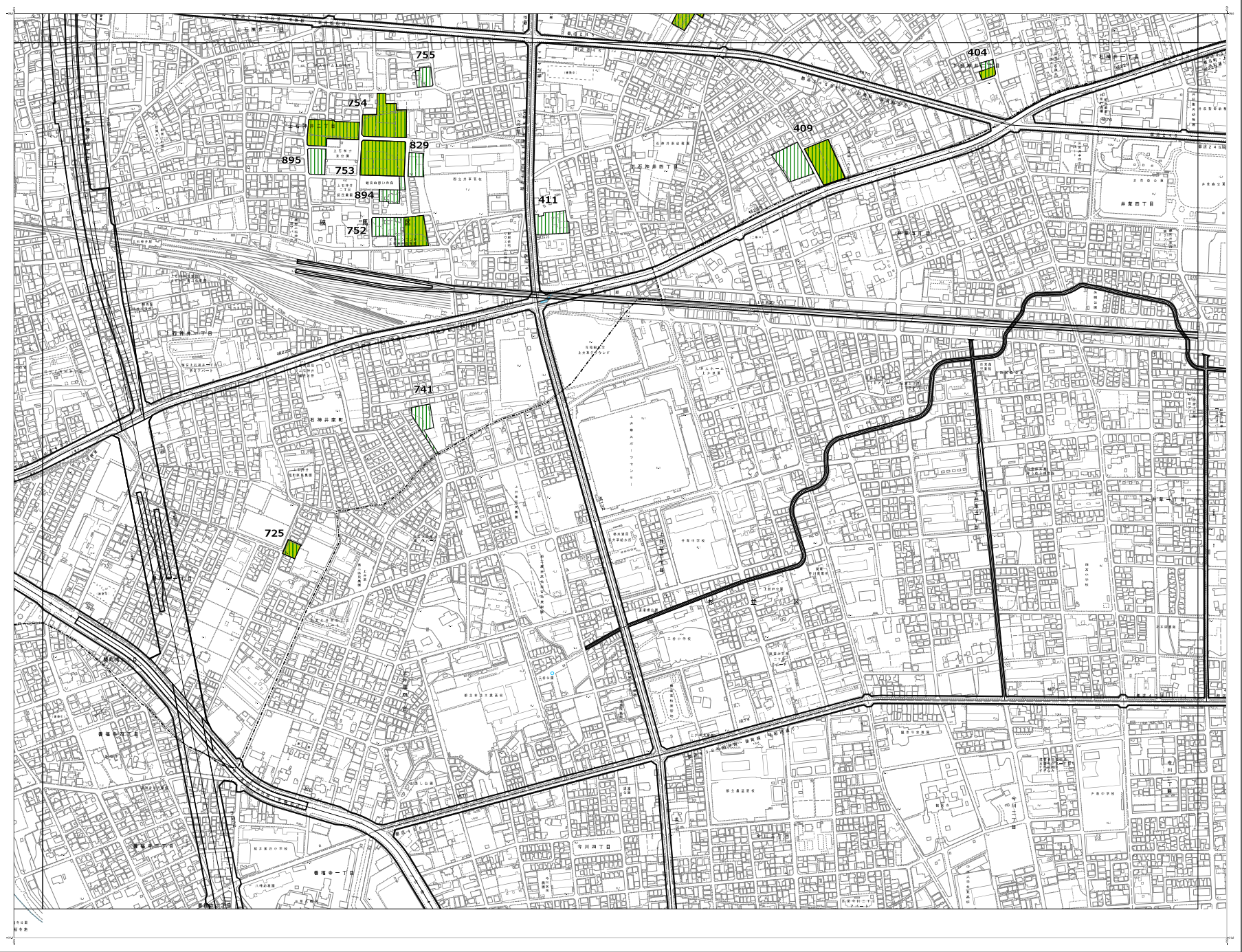
指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
21/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日

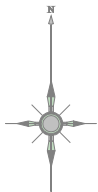


特定生産緑地 練馬区 指定図



22/23

15	16	17
21	22	



凡 例

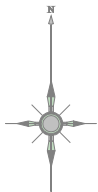
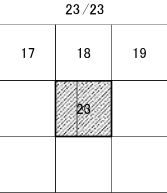
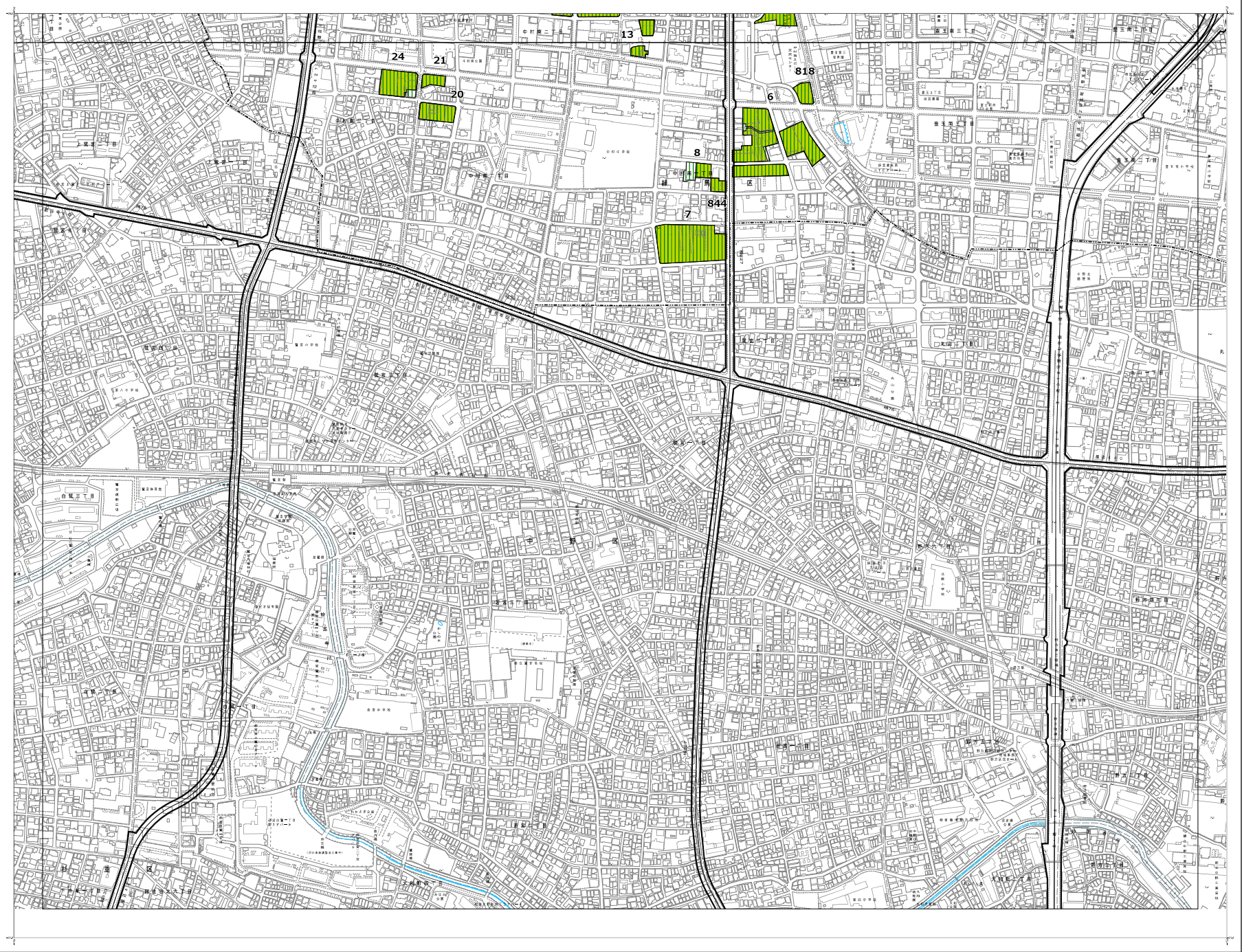
指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
22/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



特定生産緑地 練馬区 指定図



凡 例

指定区域	
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和4年11月12日〕
	今回指定する区域（第3回） 〔申出基準日 令和5年10月15日〕
	既指定区域（第1回・第2回）
未指定区域	
	生産緑地地区（旧法）
	生産緑地地区（新法）
	指定を解除する区域

図面番号
23/23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第17号（承認番号）3都市基街都第231号、令和3年12月9日（承認番号）3都市基交都第60号、令和3年12月24日



生産緑地制度および特定生産緑地制度等について

1 生産緑地

(1) 制度概要

生産緑地は、緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的に都市計画において定めるものであり、指定を受けることで農地等の適正管理義務等が生じる一方で、税制上の特例措置が設けられている。

(所有者等に対する義務および制限)

- ・農地等の適正管理義務
- ・行為の制限（農業用施設以外の建築や宅地造成等が不可）

(生産緑地の買取りの申出)

- ・指定から 30 年が経過するか、所有者等に相続が発生した際は、区に対し買取りの申出ができる。
- ・区が買い取らない場合は、買取りの申出から 3 か月後に行為の制限が解除され、その後、生産緑地地区の指定が解除される。

(主な税制特例措置)

- ・固定資産税が農地課税となり、宅地に比べ軽減される。
- ・相続税納税猶予制度の適用を受けることができる。

(2) 生産緑地制度の課題

- ・指定から 30 年経過後はいつでも買取り申出が可能となり、一斉に宅地化されることが危惧される。
- ・固定資産税や相続税等の税制措置が継続されるか不明確

2 特定生産緑地

(1) 制度概要

平成 29 年の生産緑地法の改正により新たに創設された制度であり、特定生産緑地の指定を受けることで、以下の効力が発生する。

- ・買取りの申出が可能となる時期が 10 年延長される。
- ・固定資産税や相続税等の特例措置が継続される。(※)

※平成 30 年の税制改正により、特定生産緑地の指定を受けない場合は特例措置が継続されないことが明確になった。

(2) 指定手続

- ・指定から近く 30 年を迎える生産緑地を対象に実施
- ・特定生産緑地の指定意向がある生産緑地所有者等は、土地の権利者(※)の同意を得た上で、区に指定申請書を提出

※相続税納税猶予制度適用農地における税務署長を除く。

- ・指定申請を受け、区は指定図等を作成し、都市計画審議会の意見聴取を実施
- ・意見聴取の結果を踏まえ、特定生産緑地に指定

特定生産緑地指定手続の全体スケジュール

